

(外) 第24号
昭和63年11月4日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	L 0 1 0 1
保存期間	長 期
廃棄年月日	
担当係	指 導 係

三重県警察本部長

派出所、駐在所広報紙活動推進要領の制定について（例規通達）

この度、派出所、駐在所広報紙活動推進要領を別添のとおり定め、昭和63年12月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別 添

派出所、駐在所広報紙活動推進要領

第1 趣旨

近年の社会の変化は、地域における住民の連帯感の希薄化等に拍車をかけつつあり、これに伴い地域社会の自律的問題解決機能、相互扶助機能等の低下を招来しつつある現状にかんがみ、地域に根ざした活動を推進することによって、住民の日常生活の安全と平穩を守ることを任務とする外勤警察が、一つ一つの活動を通じて地域との触れ合いを更に深めていく必要がある。

派出所、駐在所広報紙（以下「広報紙」という。）は、このような要請にこたえる極めて有効な手段であり、加えて、広報紙発行のための素材を収集する等の過程において、外勤警察官が社会の変化、地域住民の警察に対するニーズは何かを考え、把握することにもつながり、的確な外勤警察活動に寄与するという効果も期待できることから、広報紙活動の一層の推進を図ろうとするものである。

第2 広報紙活動のあり方

1 広報紙の定期発行

広報紙の発行は、すべての派出所（署所在地を含む。以下同じ。）及び駐在所において、年4回以上定期的に発行するよう努めるものとする。

また、警察署外勤課（係）においても、必要により発行するよう努めるものとする。

2 広報紙活動の効果的な推進要領

(1) 素材の収集

派出所、駐在所の勤務員は、外勤諸活動を通じて、地域における事件、事故等の発生の実態や住民の意見、要望等に沿い、かつ、広報するタイミングにも配慮した広報紙の素材の収集に努めるものとする。

(2) 広報紙の内容

広報紙の内容は、広報紙の性格から、一般的な内容に終始することなく、地域における身近な出来事や住民の意見、要望等をも採りあげるなど、より住民に親しみのある内容となるよう努めるものとする。

(3) 配布方法

配布方法については、地理的条件等の管内の実態や広報紙の内容等により、勤務員が直接に配布する方法、回覧する方法、役場、病院等の要点へ備え付ける方法等最も効果が期待でき、かつ、容易な方法により行うものとする。

(4) 地域住民等の意見、要望等を反映させる配慮

広報紙活動に対する地域住民等の意見、要望等については、これを踏まえ、その内容、配布方法等広報紙活動全般に反映させるよう努めるものとする。

第3 広報紙活動推進のための条件の整備

1 広報紙活動の実態の掌握

(1) 活動状況の掌握

警察署外勤幹部は、派出所、駐在所における広報紙作成担当者から広報紙活動の推進状況を定期的に報告させるとともに、広報紙活動に関する意見を聴取するなどの方法により、広報紙活動の実態掌握に努めるものとする。

(2) 発行低調要因の分析等

警察署外勤幹部は、広報紙活動が低調な派出所、駐在所について、その要因を具体的に把握、分析し、個々の要因の解消に努めるとともに、継続的、かつ、きめ細かい指導教養を実施するものとする。

2 広報紙作成担当者の技能向上方策の推進

(1) 講習会の開催等

防犯部外勤課においては、警務部総務課等との連携により、広報紙講習会、指導者養成講習会等の定期的な開催、巡回教養の実施等により、広報紙活動に対する意識の高揚を図るほか、各警察署においても、広報紙コンクール、広報紙研修会等を開催して、広報意識の高揚を図り、作成技術の向上等広報紙活動を効果的に推進するための指導教養に努めるものとする。

(2) 素材の提供

警察本部及び警察署の外勤幹部は、他の警察部門と緊密な連携を図り、当面する広報重点、掲載すべき記事、イラスト・カット集等広報紙作成に必要な素材を作成し、広報紙作成担当者に提供するものとする。

3 勤務体制等の整備

(1) 広報紙作成のための時間の確保

広報紙作成者に過度の負担を強いることとならないよう、広報紙作成のための時間の確保について極力配慮するものとする。

(2) 総合力による広報紙活動への配慮

派出所又は複数制の駐在所にあっては、特定の勤務員のみを負担を強いることのないよう、作成者の輪番制、あるいは素材の収集構成、執筆等の分担制等により、勤務員相互が連携した広報紙活動の推進に配慮するものとする。

第4 その他

1 広報紙発行の管理

(1) 事前点検の徹底

広報紙の作成、発行を担当者任せにすることなく、警察署の外勤課長（係長制の警察署は外勤係長）において、担当者の創意工夫に配慮しつつ、次の事項について事前の点検を確実にし、不適切な部分についての指導を徹底するものとする。

なお、極左関連記事等をはじめ、専門分野にわたる内容については、関係各課（係）の協力を得て行うものとする。

- ア 用語や表現が適切で、記述は妥当か。
- イ 内容が地域実態に即し、かつ、タイミングがよいか。
- ウ 誤字、脱字等はないか。
- エ イラストやカットの表現が記事と合致しているか。
- オ 記事、イラスト等の構成は、バランスがよく、かつ、広報効果が期待できるか。
- カ その他不適切な部分がないか。

(2) 印刷への配慮

広報紙の印刷は、原則として警察本部又は警察署において一括して行うものとし、広報紙作成者の負担を軽減する措置に配慮するものとする。

(3) 適正な評価

警察本部及び警察署主催による広報紙コンクールを実施して、優秀者を賞揚するほか、警察本部及び警察署の外勤幹部は、広報紙活動による効果的事例の把握、広報紙の作成活動に当たっての工夫等広報紙活動全般に対する適正な評価に努めるものとする。

2 その他

(1) 派出所・駐在所広報紙コンクールの実施

警察本部主催の派出所・駐在所広報紙コンクールは、毎年おおむね7月に実施するものとする。

なお、同コンクールにおける優秀紙は、全国派出所・駐在所広報紙コンクールの応募作品とする。

(2) 報告

ア 年報

年間の広報紙発行状況は、派出所・駐在所広報紙コンクールの実施に併せて報告すること。

イ 月報

毎月の広報紙発行状況は、発行した広報紙を添付の上、別記様式（広報紙発行状況報告書）により翌月の10日までに報告すること。

ウ 随時報告

広報紙活動に伴い、特異又は効果的事例があれば、その都度報告すること。

(別記様式省略)